

第3回阿蘇市議会会議録

1. 令和3年9月3日 午前10時00分 招集
2. 令和3年9月6日 午前10時00分 開議
3. 令和3年9月6日 午後1時45分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	佐藤和宏	2 番	佐藤菊男
3 番	児玉正孝	4 番	甲斐純一郎
5 番	立石昭夫	6 番	竹原祐一
7 番	岩下礼治	8 番	谷崎利浩
9 番	園田浩文	10 番	菅敏徳
11 番	市原正	12 番	森元秀一
13 番	大倉幸也	14 番	田中弘子
15 番	五嶋義行	16 番	藏原博敏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	河崎徳雄	20 番	湯浅正司

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	坂梨光一	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	阿部節生
土木部長(水道局長)	藤田浩司	教育部長	山口貴生
阿蘇医療センター事務部長	井野孝文	総務課長	村山健一
福祉課長	松岡幸治	農政課長	佐伯寛文
建設課長	中本知己	財政課長	廣瀬和英
教育課長	藤井栄治	会計管理者(会計課長)	大塚浩二
監査委員事務局長	渡邊一倫	政策防災課長	山本繁樹
ほけん課長	山中昭人	観光課長	秦美保子
住環境課長	加藤勇二郎	人権啓発課長	市原吉治
市民課長	森永智保	まちづくり課長	荒木仁
水道課長	竹原昭典	税務課長	市原修二
内牧支所長	加来隆浩	波野支所長	岩下勝則

農業委員会事務局長 徳 永 稔

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 本 山 英 二 議会事務局次長 市 原 多喜男
書 記 山 本 悠 未

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 報告第 9 号 | 専決処分の報告について |
| 日程第 2 | 承認第 11 号 | 専決処分した令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 5 号）について |
| 日程第 3 | 承認第 12 号 | 専決処分した熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について |
| 日程第 4 | 議案第 52 号 | 阿蘇市税特別措置条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 53 号 | 阿蘇市光インターネット使用料及び手数料条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 54 号 | 令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 6 号）について |
| 日程第 7 | 議案第 55 号 | 令和 3 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について |
| 日程第 8 | 議案第 56 号 | 令和 3 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について |
| 日程第 9 | 議案第 57 号 | 令和 3 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について |
| 日程第 10 | 議案第 58 号 | 令和 3 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について |
| 日程第 11 | 議案第 59 号 | 令和 3 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 日程第 12 | 議案第 60 号 | 令和 3 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 日程第 13 | 議案第 61 号 | 令和 3 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 2 号）について |
| 日程第 14 | 議案第 62 号 | 令和 3 年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第 1 号）について |
| 日程第 15 | 議案第 63 号 | 第 2 次阿蘇市総合計画（後期基本計画）の策定について |
| 日程第 16 | 議案第 64 号 | 阿蘇市過疎地域持続的発展計画の策定について |
| 日程第 17 | 議案第 65 号 | 工事請負契約の変更について |
| 日程第 18 | 議案第 66 号 | 工事請負契約の変更について |

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（湯浅正司君） おはようございます。

ただ今の出席議員は 20 名であります。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程に入ります前に、市民部長から発言の申出がありましたので、これを許したいと思います。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） おはようございます。

議会の冒頭に誠に申し訳ございませんが、既に配付しております資料の別冊 16「令和 2 年度主要な施策の成果」でございます。これにつきまして誤りがありましたので、訂正及び差し替えをお願いしたいと思います。

別冊 16 の 19 ページと 20 ページをお開きいただきたいと思っております。福祉課所管になりますが、施策名「子育て世帯の育児支援」の表内におきまして、別に差し替え分を議員の皆様の方に配付させていただいておりますが、数字に間違いがございました。数か所ございますので、すべて差し替えという形で取り扱っていただきたいと思っております。

今回の間違いにつきましては、事務を行う上で基本的なミスでございます。議会からも度々御指摘があつていたにもかかわらず、弁明の余地もございません。大変申し訳ございませんでした。

○議長（湯浅正司君） 以上で、市民部長の説明を終わります。

それでは、早速議事に入ります。

日程第 1 報告第 9 号 専決処分の報告について

○議長（湯浅正司君） 日程第 1、報告第 9 号「専決処分の報告について」を議題といたします。

経済部農政課長の説明を求めます。

農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） おはようございます。

議案集の 1 ページをお願いいたします。ただ今議題としていただきました報告第 9 号、専決処分の報告について、御説明いたします。

提案理由でございますが、本件は、令和3年5月31日、阿蘇市波野において発生した一般車両の物損事故について、同年8月2日に示談が成立、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

2 ページの専決処分書を御覧ください。まず、損害賠償の相手でございますが、記載のとおりでございます。次に、事故の詳細でございます。令和3年5月31日午後7時頃、森林基幹道阿蘇東部線（阿蘇市波野大字中江）において、職場の産山村から自宅の高森町に帰宅途中の甲の車両が、車道外側線付近に生じたポットホールにより左前方タイヤ及び左後方タイヤに損害を与えたものでございます。損害賠償の額でございますが、市は、甲に対し1万5,950円を支払う。甲の損害額でございます。3万1,900円。市の過失割合でございますが、5割でございます。和解事項といたしまして、本件事故に関して、今後、双方とも裁判上または裁判外において一切異議申立て及び請求を行わないことを確認するといたしております。

補足説明をいたします。事故発生場所でございますが、当該路線にあります金打橋付近、当該路線の起点でございます国道57号、小地野でございますけれども、起点から約7.8キロ地点でございますが、付近の高森町方面に向かう車道側となります。本年は、例年にない早期の梅雨入りから断続的に降り続いた大雨や大型車両の走行等の影響もあり、路面舗装の剥がれにより生じたポットホールに相手方車両が乗り上げ、車両左側の前後方タイヤが破損したものでございます。

当該路線につきましては、職員による定期的な道路パトロールを行い、適宜路面の損傷箇所の補修等に努めておりますが、今回の車両物損事故を受けまして、さらなる林道の事故防止対策を徹底するとともに、安全管理の強化に努めてまいります。

以上、報告させていただきます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

8番議員、谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 谷崎です。

パトロールは随時されていると思いますけれども、阿蘇市は面積が広いので、なかなか大変だと思います。特に林道についてはそうだと思います。

まず、私たちが議案書を見るときに、ここの地点を確認するのに、住所とか、今説明した内容を付け加えて議案書に書いておくことはできないか、そのほうが前もってどこの地点かというのを把握できますので、場合によっては現場を見たいと思いますので、それができないかというのをお尋ねします。

それと、ポットホールというのはどのぐらいの大きさで、前輪も後輪もということですが、バーストというか、パンクしたということですか、その大きさについて説明をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） まず、1つ目の御質問でございます。説明資料に具体的な地番、また目的物等の分かりやすい、想定できる箇所が分からないということでございます。今後、総務課等と所管課と記載事項について検討してまいりたいと思います。

それから、2 つ目でございます。ポットホールでございますが、いわゆるくぼみでございます。縦が約 80 センチ、横が 50 センチ、深さが約 5 センチといったポットホールになります。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

9 番議員、園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 9 番議員、園田です。

最近はドライブレコーダーを設置している車が大変多いんですけども、甲の車にドライブレコーダーの設置があったのか。それと、ここで間違いなく損傷があったという場所の確認の仕方というのは、ほかの専決処分でもいろいろ出るんですけども、そういうところの確認の仕方というのはどういうふうにされていますか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 甲の相手方の車両のドライブレコーダーについては確認をいたしておりません。事故発生後、翌日でございますが、当日事故発生が夜間でございますので、翌日早朝に保険会社、また車両会社に相手方が御連絡をさせていただいて、事故前のタイヤのバースト、また前輪にこぶが発生いたしておりますけれども、そちらの状況写真あたりをもって確認をいたしたところでございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） やはり今からはドライブレコーダーの普及が相当進んでいますので、例えば前も後ろもパンクしたということであれば、ドライブレコーダーを見れば一目瞭然だと思います。いろいろほかの課も、あつてはならないことではございますけれども、あつたときには一番にそこを確認してもらおうというのを徹底していただきたいと思います。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 答えはいいですか。

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

お諮りいたします。日程第 2、承認第 11 号「専決処分した令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 5 号）について」並びに日程第 3、承認第 12 号「専決処分した熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について」は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議ないものと認めます。よって、承認第 11 号「専決処分した令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 5 号）について」並びに承認第 12 号「専決処分した熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について」は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第 2 承認第 11 号 専決処分した令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 5 号）について

○議長（湯浅正司君） 日程第 2、承認第 11 号「専決処分した令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 5 号）について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました承認第 11 号、専決処分した令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 5 号）について、御報告申し上げます。

別冊 1 の 1 ページをお願いいたします。本件につきましては、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の迅速かつ適正な実施に向け、7 月 1 日付けで専決処分を行ったものでございます。

まず、第 1 条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,714 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 164 億 7,813 万 3,000 円と定めております。

それでは、歳入予算から説明させていただきます。6 ページをお願いいたします。6 ページにつきましては、いずれもワクチン接種に係る国庫支出金を計上しております。上の段は新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金として 351 万 5,000 円を増額、下の段につきましては新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金といたしまして 5,362 万 5,000 円を計上しております。歳入は、以上 2 項目になります。

次に、歳出予算について御説明申し上げます。7 ページをお願いいたします。歳出予算の主なものといたしましては、7 ページの下から 3 行目、予約センター業務委託料といたしまして 2,220 万 7,000 円を計上しております。こちらは、7 月 14 日からの予約センター開設に当たり、ワクチン接種予約が円滑に進むよう業務委託するものでございます。また、集団接種に係る予算を数項目計上しておりますけれども、全員協議会で説明がありましたように、集団接種につきましては中止しておりますので、これらに係る費用につきましては今後の補正予算で減額調整させていただく予定でございます。なお、今回の補正予算の財源につきましては、すべて国庫支出金で対応することとしております。

以上、説明を終わります。御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

9 番議員、園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 7 ページの予約センター業務委託料ということで 2,200 万円上がっておりますけれども、私も 59 歳以下なので、ここに一番に電話して予約を取ったんですけども、この業務の内容ですね、例えばキャンセルとか病院との調整関係もすべて予約センターで今からできるという解釈でよろしいですか。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（山中昭人君） ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

予約センターにおきましては、各医療機関の予約と併せてキャンセル対応につきましても

実施をしていますので、予約からキャンセルまで一括して対応しているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第 11 号を採決いたします。承認第 11 号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。したがって、承認第 11 号「専決処分した令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 5 号）について」は、承認することに決定をいたしました。

日程第 3 承認第 12 号 専決処分した熊本縣市町村総合事務組合同約の一部変更について

○議長（湯浅正司君） 日程第 3、承認第 12 号「専決処分した熊本縣市町村総合事務組合同約の一部変更について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） おはようございます。

議案書に戻っていただきまして、3 ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました承認第 12 号、専決処分した熊本縣市町村総合事務組合同約の一部変更について、御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございます。熊本縣市町村総合事務組合同約の一部変更について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めます。

それでは、4 ページをお願いします。専決処分書になります。専決処分書。熊本縣市町村総合事務組合同約の一部変更について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をする。専決処分日は、令和 3 年 7 月 7 日でございます。

詳細につきまして、5 ページ、6 ページの新旧対照表に基づき御説明を申し上げます。

まず、別表第 1 及び別表第 2 中「くまもと県北病院機構設立組合」を「玉名市玉東町病院設立組合」に変更するものでございます。

本件につきましては、本年、令和 3 年 4 月 1 日にくまもと県北病院が玉名市に開院をいたしました。しかしながら、新病院の運営団体であります「地方独立行政法人くまもと県北病院機構」と新病院の設置団体であります「くまもと県北病院機構設立組合」の名称が非常に似ておまして、明確に区別するために設置団体の名称を本年 4 月 1 日に遡って「玉名市玉

東町病院設立組合」に変更するものでございます。

6月定例会後の令和3年6月29日付けで同文議決の依頼と協議が熊本県市町村総合事務組合からございました。こういったことから7月7日付けで専決処分をさせていただきました。

今後は、構成各団体ともに同文の専決処分が終わっておりますので、9月上旬早々に熊本県知事への許可申請が行われ、承認後は、遡って令和3年4月1日からの適用となります。

御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第12号を採決いたします。承認第12号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。したがって、承認第12号「専決処分した熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について」は、承認することに決定をいたしました。

日程第4 議案第52号 阿蘇市税特別措置条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第4、議案第52号「阿蘇市税特別措置条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議案書の7ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第52号、阿蘇市税特別措置条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

まず、提案の理由になります。8ページ、下のほうをお願いします。本件は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、9ページ以降、新旧対照表を基に御説明をさせていただきます。

まず、第2条第1項でございます。固定資産税の課税免除についての規定になります。旧過疎法「過疎地域自立促進特別措置法」の期限が本年3月で終わっております。代わりまして、新過疎法といたしまして「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行されま

した。固定資産税の課税免除の規定を新たに今回設けるものでございます。

概要といたしましては、新過疎法では、市町村が策定する過疎計画で産業振興促進区域の業種を定めることとしており、計画に記載の区域、対象業種で資本金の規模に応じて事業者が設備投資を行いました家屋及び償却資産、当該土地に対しまして3か年間課税免除をする規定に改めております。

10ページをお願いします。第2条第2項につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく課税免除の規定でございます。

概要としましては、課税免除となる対象設備の設置期間の規定につきまして、同法に基づく計画を総務大臣が同意した日から「5年以内」との規定を、今回、同意の日から「令和5年3月31日まで」に改正を行うものとなっております。

以上、上位法の改正に伴います今回の改正となっております。御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。ただ今議題となっております議案第52号から議案第66号までの質疑は、御承知のように、会期中の日程に従って、各常任委員会に付託をされます。したがって、自己の委員会の件についての質疑は御遠慮願いたいと思っております。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

15番議員、五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） 15番、五嶋です。

まず、この問題よりも、過疎法が新旧どのように変わったのか、過疎の定義を教えてくださいと思いますが、お願いします。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（山本繁樹君） 過疎法の改正につきましては、過疎対策という基本的なものは変わっておりません。前の上位法が今年の3月で期限を迎えたので、新しい過疎法として生まれ変わって延長させたようなものであります。過疎地域の発展的な計画策定に努めるといのが過疎法の基本となっております。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） 何をもって過疎地域とするか、その計算方法か何かありますか。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（山本繁樹君） 合併しておりますので、旧一の宮町、旧阿蘇町、旧波野村、それぞれ3つの人口要件のいずれかに該当して、かつ財政力の要件を満たすというのがございます。ここでの口頭の説明というのが複雑になりますので、また別途説明できればと思っております。すみません。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 5 議案第 53 号 阿蘇市光インターネット使用料及び手数料条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 5、議案第 53 号「阿蘇市光インターネット使用料及び手数料条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） それでは、議案書 12 ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第 53 号、阿蘇市光インターネット使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

まず、提案理由でございます。12 ページ、下のほうをお願い申し上げます。本件は、光インターネットの利用促進を図るため、本条例の一部を改正するものでございます。

まず、改正に至った経緯でございますけれども、コロナ禍における在宅勤務、またオンライン会議等が急増、併せてインターネットを介しました動画配信サービスなど、通信回線利用が非常に加速化しております。また、G I G A スクール構想にもあるように、高速大容量通信ネットワーク事業が増大し、ギガ化は必須となっております。このようなことから、阿蘇光インターネットにおいても、現在の 100 メガバイトから 1 ギガバイトに高速化するギガサービスの提供を開始、それに伴いまして使用料金の改正を行うものでございます。併せまして、光インターネットに関しましては、指定管理者による管理を行っております。利用料金制度によりまして、条例に定める使用料金以下で運営しておりますので、料金につきましても今回調整を行うものでございます。

それでは、13 ページ、新旧対照表を基に御説明を申し上げます。月額使用料、2 段目になります。「ギガ・スタンダード」を新たに追加しますとともに、下のほうになりますけれども、「スーパービジネス」を「ギガ・ビジネス」とし、1 ギガの高速大容量通信を提供、利用料金をそれぞれプロバイダ料と通信料を含みまして「5,500 円」「1 万 5,730 円」とするものでございます。また、月額使用料及びオプション利用料等については、現状の利用料金制度に合わせた金額に改正、ホームページの基本保存容量を「100 メガバイト」から「200 メガバイト」に改正を行っております。

なお、施行期日につきましては、今後、周知でありますとか、新たな申込み等の準備期間を考慮しまして、令和 3 年 12 月 1 日からといたしております。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 6 議案第 54 号 令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 6 号）について

○議長（湯浅正司君） 日程第 6、議案第 54 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 6 号）について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○**財政課長（廣瀬和英君）** 別冊2をお願いいたします。ただ今議題としていただきました議案第54号、令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第6号）について、御説明申し上げます。

まず、1ページの第1条を御覧ください。今回の補正予算（第6号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億3,189万2,000円を追加し、176億1,002万5,000円の編成といたしております。

次に、6ページをお願いいたします。6ページは、地方債の補正になります。上の段につきましては、梅雨期等の豪雨による道路、河川の災害復旧に伴う起債1,740万円を追加しております。下段の2件につきましては、いずれも金額確定に伴う変更分でございます。

それでは、まず主な歳入予算について御説明させていただきます。

9ページをお願いいたします。9ページの2段目になります。右端の説明欄の普通交付税ですけれども、交付額が確定いたしまして、当初予算計上額から7億5,755万3,000円を追加しております。本年度の普通交付税交付額は、約58億円でございます。昨年度と比べ約4億円の増ということになっております。増額の主な要因といたしましては、国が進める地域デジタル社会推進費の項目の追加、それから本市の税収入の落ち込み、また公債費の増などにより大幅な増となっております。

続いて、10ページを御覧ください。10ページの上から2段目、国庫支出金の一番上になります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、2,742万8,000円を追加計上しております。阿蘇市に対する国からの交付限度額につきましては、今般の追加分と合わせまして約2億8,000万円になりますので、残りの執行可能額は、予算上では約5,000万円程度ということになります。

次に、13ページをお願いいたします。13ページの中段以降になります。款20繰入金の中の2基金繰入金でございます。令和3年度の当初予算は、骨格予算編成ではありましたが、コロナによる減収も加味し、財政調整基金をはじめ、10億円以上の基金を取り崩す予算編成としておりました。今回、普通交付税及び前年度繰越金等が確定いたしまして、財源が確保できましたので、基金の繰入れをマイナス計上し、取崩しをやめて、それぞれ基金に戻すこととしております。全額を基金に繰り戻すことにしたのは、左端の目で申し上げますと、目1財政調整基金繰入金、目2減災基金繰入金、目10公共施設管理基金繰入金でございます。総額で約9億円を再び基金に戻す編成としております。

続いて、次の14ページを御覧ください。14ページの一番上になります。右端の前年度繰越金につきましては、令和2年度の決算に伴い、繰越額約10億9,300万円が確定いたしましたので、今回6億8,323万2,000円を追加計上しております。

続きまして、主な歳出予算について御説明申し上げます。

まず、17ページをお願いします。17ページの一番上、目で言いますと、目7交通安全対策費の3つの項目になります。一の宮地域の方々の安心安全な暮らしの確保に向けた拠点施

設の整備費用といたしまして、上から建設工事監理業務委託料といたしまして 129 万 8,000 円、建設工事費 7,588 万 8,000 円、また敷地内にある東 3 区集会所等を解体する費用 114 万 4,000 円を計上しております。

次に、その 1 つ下の目 9 内牧支所費になります。市総合センター外灯改修工事につきましては、1,500 万円を計上しております。老朽化に加え、機材などに腐食も見られ、現在センター敷地内で外灯がついていない状況ですので、庭園灯も含め、外灯を改修するものでございます。

続いて、その 2 つ下になります。左端の目で申し上げますと、目 14 地域情報化基盤整備基金費でございます。これからお知らせ端末等の更新事業を控えておりますので、将来的な財政負担を考慮しまして、基金積立てとして 2 億 5,000 万円を計上しております。現在の基金残高が約 3 億 5,000 万円ですので、今回補正後は約 6 億円になる計画でございます。

次に、19 ページをお願いします。19 ページの上から 3 行目、節 12 委託料の公立保育園 ICT 化推進等事業導入委託料として 400 万円を計上しております。こちらは、既に市内の民間保育園等で導入しておりますが、保育士等の業務負担の軽減と併せて保護者の方との連絡体制の機能構築を図るため、ICT を導入するものでございます。なお、財源は 2 分の 1 を県補助金で対応する予定です。

続いて、21 ページをお願いします。21 ページの一番上になります。病院事業会計繰出金として 5,950 万 6,000 円を追加しております。こちらについては、コロナの影響等で一般会計の当初予算編成が非常に厳しかったこともございまして、本来支出すべき繰出金の額を当初予算では縮小して計上しておりましたが、このたび財源確保ができましたので、通常の基準内繰り出しといたしまして、改めて本来の繰り出すべき額、トータルで約 4 億 4,000 万円を計上しております。なお、今回、不採算地区中核病院の機能維持に要する経費など、国の財政措置が創設あるいは拡充された特別交付税措置のある項目もありますので、繰出金につきましては、昨年度と比較して約 6,000 万円ほど増額しております。

続いて、同じ 21 ページの中段になります。目で申し上げますと、目 10 阿蘇保健福祉センター管理費になります。内牧の阿蘇保健福祉センターの 2 期工事といたしまして、温泉設備等の改修を行うものでございます。センター大規模改修工事監理業務委託料を 200 万円、設計組替業務委託料 20 万円、大規模改修工事 4,500 万円を計上しております。

次に、22 ページを御覧ください。22 ページは、農業振興費になります。下から 3 行目、経営継承・発展等支援事業補助金につきましては、高齢化等による農業の担い手が減少する中、経営を継承し、発展させるための取組を支援するため、500 万円を計上しております。財源につきましては、全国農業会議所から 2 分の 1 の補助を受ける予定です。

次に、24 ページをお願いいたします。商工費になります。24 ページの上から 3 行目、営業時間短縮要請協力金市負担金につきましては、8 月 8 日から 9 月 12 日までの期間、飲食店等において県からの営業時間の短縮要請に全面的に応じていただいた事業者の方々への協力金を支給するため、店舗数等で算定された県に対する市町村負担金 2,609 万 2,000 円を計上しております。

次に、25 ページをお願いします。25 ページの上から 4 行目、地域の魅力再発見事業補助金につきましては、阿蘇カルデラツーリズム協議会を事業主体といたしまして、カルデラと草原の暮らしを軸に四季折々に催行できる旅行商品、滞在コンテンツの造成、オンライン商談会等に要する経費の支援といたしまして 1,600 万円を計上しております。なお、財源につきましては、全額を観光庁からの補助金で対応する予定でございます。

続いて、27 ページをお願いします。27 ページの一番上の下水道事業特別会計繰出金につきましては、下水道処理施設における下水道管調査用カメラ更新などの備品購入費及び消費税等の納付に係る費用といたしまして 865 万円を計上しております。

次に、30 ページをお願いします。30 ページは、教育費になります。一番下の 2 つになります。農村公園あびか屋外照明改修事業といたしまして、施工監理業務委託料 150 万円と屋外照明改修工事 8,695 万円を計上しております。あびかの多目的グラウンド A コートの照明が経年劣化等により使用できない状況でありますので、支柱も含めて改修するものでございます。財源につきましては、地域スポーツ振興助成金 1,465 万円を活用することとしております。

最後に、32 ページの一番下の段ですが、今回残った財源につきましては、予備費に 137 万 5,000 円を追加計上いたしております。

説明は以上になります。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

11 番議員、市原正君。

○11 番（市原 正君） 11 番、市原です。

2 点だけ。19 ページの公立保育園の ICT 化推進等事業導入委託料について詳しい説明を求めたいと思います。

それから、もう 1 点、同じページのその下の 18 負担金補助及び交付金ですけれども、これは抗体検査キットの件だと思うんですが、それに間違いありませんか。その 2 点。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） ただ今の質問にお答えします。

まず、ICT 化の委託料ですけれども、こちらはまだ業者選定等は行っていないので、機能関係は今から変わってくることはございますが、基本的機能としては、保護者さんとの連絡もしくは登園の連絡とかも今までは電話とかでやり取りをしていたのをスマートフォンとか、そういった部分で保護者の方が忙しい中でも一発で連絡が取れるようになったりとか、登園時に今までは登園台帳あたりを記載してもらっていたのを読み取り機とかでその場で瞬時にできたり、そのほか選定するソフト自体に左右される部分もございますけれども、いろいろ成長の記録とか、そういった部分も自動的にコンピュータに取り込めて、それを保存して分析活用できるという形になります。一番大きいのは、保護者さんの手をあまり煩わせる機会が減ってくるという部分と、保育園においてもそれによって時間が空いてきますので、その空いた時間を子どもに目が向けられる、もしくは管理徹底ができるというメリットがある事業でございます。

もう一つの 19 ページ、負担金補助及び交付金の保育対策総合支援事業補助金、こちらは、先ほど言ったキットの話ではなくて、キットは予備費で対応させていただいておりますので、この分については、各施設で消毒だったり機器だったり、あとコロナの対策に係る人件費関係の対応だったり、こういった部分への補助金として計上しております。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11 番（市原 正君） 大体分かりましたけれども、先ほどの抗体検査を予備費で対応したということですが、それについて、保護者というか、市民の方から話があります。保育園は既にそういう連絡が保護者にいっているということで安心をされていますが、保育園に行っていない幼児ですね、その辺の対応を市として何か考えてくれないかという市民からの声が上がっていますけれども、その辺についてはどう考えていますか。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） 今回のキット対策の主の目的としましては、あくまでも感染を防ぐというよりも、感染した方が登園することによって、園とかに入ってクラスター化してしまうというのが一番の課題でございます。なので、そういう施設におけるクラスター防止が一番の目的になっております。このキットを使ったからかかりにくくなるわけではございませんので、その点については、園の業務としてはそれが目的であると。園に通われてないお子さんが実際かかっているかどうか、これは普段からやはり体調管理あたりを保護者のほうでやってもらって、把握していただくしかないかと。園についても、同じような状況です。日々子どもの変化あたりに気をつけた上で、感染が広がる可能性を考えて、もし気になる場合はこれでやってください。でも、もし気になるような点があれば、基本的には、特に園児については、キットではなく、医療機関で検査してもらうのが大原則となると思います。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

8 番議員、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 8 番、谷崎です。

21 ページの病院事業の繰出金、病院事業のほうに補正予算で上がってないことについては補正予算のほうで聞きますが、まず繰出金ですね、これが法定内繰入金ということですが、積算した金額は、要は交付税として来るんだらうと思うんですが、その交付税の額が丸々来るのか、それとも基準財政需要額に入って、そして差引きが来てくるのか、それについてお尋ねします。

それと、24 ページの営業時間短縮の協力金負担金ですが、この負担金については、いつも申請して、1 か月半ぐらい遅れてから、あるいは 2 か月遅れてくるので、なるべく早くしてほしいということがあります。そういったところの手續の簡略化とか、前もって払うとか、そういった制度というのはどういう具合にしていくのか、それについて御質問いたします。

それと、いこいの村の件で 25 ページに計上されておりますが、もともと基金というのは大きな仕事をするための基金ですけど、これは小さな額を基金を取り崩しながらやっていくというのは筋が違うのではないかと思うんですが、基金のもともとの目的に合わせて、基

金は積み立てていって、こういったちょこちょこした経費はその都度経費で出して、何か大きなことをしないといけないときに基金の取崩しはやってほしいと思うんですけど、その3点についてお伺いします。

○議長（湯浅正司君） ほかの2問について、まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） ただ今の御質問に御回答させていただきます。

協力金につきましては、市役所でもちょっと遅いという話は聞いております。県も今回については前払いという形の手続もできるようになっております。ただ、前払いについては、インターネットを通じての申請になっておりますので、こういった部分については商工会から会員さん等には前払いができるという御案内があっていると私どもは把握しております。

もう一つ、いこいの村の部分につきましては、もともとこれまでいこいの村が運営していたときの基金で、施設等の大規模改修等のための基金積立でだったかと考えております。ただ、いこいの村については、現在、企業誘致の観点から、企業誘致をしながら売却していくという形で進めておりますので、公売までの準備費用にも若干使っていきたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） コロナ資金については、やはりこの補助金は県とか、これは市とか、あるいは今上がっている項目についてはインターネットでとか、それぞれ違うので、非常に利用者が困っているみたいです。そのあたりの丁寧な説明とサポートを協力しながらやっていていただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 非常に国の事業であったり、県の支援、市町村からのという形で、商工会等にもそういった話があつておりますので、お尋ねがあつたときには丁寧に対応している状況でございますので、今後も、お尋ね、いろいろ話があつた場合については、私たちが商工会と協力しながら丁寧な説明を行っていききたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

9番議員、園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 9番、園田です。

21ページの阿蘇保健福祉センター管理費の中の工事請負費、センター大規模改修工事2期の4,500万円の説明と、22ページの節18負担金補助及び交付金の一番下になりますけれども、経営継承・発展等支援事業補助金の500万円の分、それと24ページの阿蘇ワーケーション企業マッチング業務委託料の説明をお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） ただ今の質問にお答えします。

工事の事業の概要ということでよろしいですか。今回の工事では温泉設備の改修、こちらが主な部分となります。それに付帯した電気工事、建設工事も若干はございますけれども、

更新の理由としては、一つは老朽化による施設の定期更新というのもございますけれども、それよりも県条例が改正になっておりまして、レジオネラ菌防止等を目的に様々な細かい規定がっております。それに対応するように、今回の老朽更新と併せて工事をやっていく予定です。一例を申しますと、今まで地下タンク、お湯が地下に一回たまるという形だったんですけれども、それがやはりそういう条例からいうと適しないと、雑菌が入ったり、老朽により割れたりしたときにレジオネラ菌が混入しやすいということもございますので、地上式タンクに変えるといった工事を今回やっていく予定です。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 2つ目の御質問でございます。22ページの経営継承・発展等支援事業補助金でございます。この事業につきましては、先ほど財政課長から若干説明がありましたけれども、本年度より国の補助制度ということで創設されたものでございます。農業者の高齢化でありますとか減少によりまして、地域の農業を担う中心経営体等の担い手から経営を継承し、経営を発展させるための取組に対して支援するものでございまして、いわゆる地域の担い手、認定農業者の方から、年齢制限はございませんが、実際経営を引き継ぐ方が計画する経営継承・発展のための計画に基づいて、国、それと市町村が2分の1ずつ負担するものでございます。取組の内容につきまして、計画に基づいた販路の開拓でありますとか新品種の導入、また営農に係る省力化に対する機械設備の導入に対して支援するものでございます。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） それでは、24ページの下から2行目の阿蘇ワーケーション企業マッチング事業委託について御説明します。

こちらは観光庁のワーケーションの利用促進に向けて行われる事業でございまして、内容はモデル企業を選定し観光庁がマッチングさせます。まず、阿蘇市はこういう環境でワーケーション事業ができますということを申し出てありますので、それと国のほうでマッチングをさせて、そのモデル企業さんから社員が阿蘇市に送り込まれてきます。3つのタイプのワーケーションをトライアルツアーとして阿蘇市で体験していただいて、体験後、その企業様からの意見をもとにプログラムの分析、そして受入れ体制の課題抽出を行います。そして、改善を阿蘇市のほうで図っていくというものです。これに関わる阿蘇市ワーケーションガイドブックの作成とか、ウェブマガジンでの発信も行うということで、この企業様の受けがよければ、企業様自らの魅力の発信もしていただけるということなので、このマッチングには私達も一生懸命取り組むところです。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 22ページの経営継承・発展等支援事業補助金という項目は、例えば親が畜産をやっていると、そのまま親の跡を継いで農業を今から頑張るといときは新規就農にはならないので、新規就農者の対象にはならないと聞いておりました。そうやって親の跡を継いで農業をするという方々に幾らか補助をするという解釈ですか。いろいろ制約はあると思いますけれども。

○議長（湯淺正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） いわゆる新規就農者の考え方といたしまして、議員がおっしゃるように、親の経営をそのまま引き継ぐという場合も新規就農に該当いたします。農業次世代人材投資事業、いわゆる年間150万円の資金でございますけれども、それに該当しないということでございます。いわゆる新規就農には認定されるということでございまして、今回の事業については、今申し上げました農業次世代人材投資資金を受給されている方については対象外でございます。年齢を問わず、実際今の担い手さんの経営を発展させることができる取組を計画なさった、親元就農も該当しますけれども、他産業から熱意を持って、Uターンでありますとか、Iターン者でも該当するという事業でございます。また、今回100万円の補助金でございますけれども、これについては、単年度限定の、1回きりでございます。以上です。

○議長（湯淺正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 企業マッチングは、阿蘇市でも、例えばうちの事業所だったら、この場所を提供できるとか、そうやって手が挙がっている企業さんもいらっしゃるんですか。

○議長（湯淺正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 阿蘇市内の方は入ってないです。ラインナップは、国のほうで、首都圏が多いんですけども、有名な企業さんの名前が連なっております、その中と阿蘇の素材をマッチングさせるということで、阿蘇市内の企業さんは今回対象になっておりませんでした。

○議長（湯淺正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 結局、例えば東京の大手企業さんあたりが阿蘇に家族も連れて来て、仕事をするということですよ。そういうところのこちらの受け皿的なものはどうですかということをお聞きしているんですけれど。

○議長（湯淺正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） それは、昨年からのワーケーション事業で整えてきました。その成果を国にお渡しして、今回来てくださるところまで、最後の調査まで委託していただけるようになりました。全国の中でも調査のモデル地域として選んでいただいたということです。

○議長（湯淺正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） それでは、暫時休憩をいたします。11時15分に再開いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7 議案第55号 令和3年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（湯浅正司君） 日程第7、議案第55号「令和3年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

土木部住環境課長の説明を求めます。

住環境課長。

○住環境課長（加藤勇二郎君） お疲れさまでございます。

ただ今議題としていただきました議案第55号、令和3年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算につきまして、御説明を申し上げます。別冊3をお願いいたします。

1ページをお願いします。本補正予算は、第2号補正になります。第1条に記載しておりますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,603万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ5億7,742万2,000円と定めております。

5ページをお願いいたします。歳入になります。まず、中段の繰越金から御説明をさせていただきます。款6繰越金、目1繰越金、節1繰越金ですが、令和2年度決算に伴いまして確定いたしました繰越金が4,068万1,000円となりまして、3,268万1,000円の増額補正ということになります。

続きまして、すみませんが、歳出に、飛びまして、6ページをお願いいたします。1行目ですが、款1総務費、目1一般管理費、節27繰出金になります。先ほど繰越金の補正で御説明いたしました3,268万1,000円につきまして、令和2年度決算における余剰金ということになりますので、事業費精算金として一般会計に戻し入れするため、3,268万1,000円を補正するものでございます。

行ったり来たりで申し訳ございませんが、また歳入に戻りまして、5ページをお願いいたします。ページ、一番上の段になりますけれども、款5繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金になります。今回の下水道事業特別会計の補正に伴いまして、その財源として今回繰越金を精算した上で、また一般会計から改めて繰入れをお願いするものでございまして、一般会計繰入金として事業分、公債費分、合わせて865万円の増額補正になります。

続きまして、一番下の段になりますが、款8市債、目1下水道事業債、節1下水道事業債でございます。歳出でも御説明いたしますが、事業内容の変更により起債借入れ分、合計530万円を減額補正するものでございます。

続きまして、次の6ページをお願いいたします。歳出になります。

2行目になりますが、款1総務費、目2維持管理費、節17備品購入費です。下水管の老朽化など内部状況を調査するためのカメラ、そのほか更新時期を超えました下水道処理場のモニター監視用ノートパソコン、プリンター等の備品購入代、合わせて195万円の増額補正になります。

続きまして、その下の段、款2事業費、目1下水道事業費になります。

まず、節 12 委託料ですが、汚水管渠測量設計業務委託料といたしまして 1,000 万円の増額補正になります。これは、現在整備を進めております南黒川地域の管渠工事につきまして、都合により新たに管渠路線の追加、約 500 メートルほどの追加が必要になりましたので、その分の測量設計になります。この委託料増額分の財源といたしましては、次の節 14 工事請負費の管渠工事を起債借入れ分も合わせまして減額して調整するものでございまして、節 14 工事請負費の管渠工事、都合 1,310 万円の減額補正となります。

続きまして、節 22 償還金利子及び割引料ですが、延滞金として 150 万円の増額補正になります。これにつきましては、6 月補正で計上させていただきました税務署からの指摘によります 5 年分の消費税修正申告分の納付に当たりまして、それぞれ申告期限から 1 年間は延滞金がかかりますので、その延滞金の見込みを計上させていただいているところでございます。6 月補正の後、7 月初めに 5 年分の修正申告をいたしまして、消費税を実際納付したところでございますが、税務署でのチェックの後、近々延滞金の請求があるものと思っております。

続きまして、節 26 公課費ですが、300 万円の増額補正になります。これにつきましては、今月 9 月までに申告の必要があります令和 2 年度分の消費税納付見込額になります。現在、申告作業を進めているところでございますけれども、令和 2 年度の決算も済んだことでございますので、大まかに計算して、概算で計上させていただいているところでございます。

続きまして、次の 7 ページをお願いいたします。款 3 公債費、目 1 元金、節 22 償還金利子及び割引料でございます。起債償還に充てる資本費平準債の借入限度額が当初見込みから実際は 220 万円ほど低かったために、財源内訳で地方債を 220 万円減額いたしました。一般会計から繰入れ分になりますけれども、その他において 220 万円増額し、財源調整するものでございます。

説明につきましては以上になります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

8 番議員、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 8 番、谷崎です。

8 ページの一般会計の繰入金ですが、これの繰入れ根拠は何かをお尋ねします。

それと、6 ページの工事請負費が減額になっておりますが、これはエリアを縮小するということなのか、それとも工事が今回それだけ縮小して、次回に延びるということなのか。聞いてみますと、業者の調査はあっているんですけど、その後の話が動いてないみたいなんですけれど、どういうふうになっているか、御説明をお願いします。

それと、延滞金の関係ですけれど、これも先ほどの繰入金が付加税か市税か普通税かによって違うところも出てくると思うんですけども、繰入れの説明と同時に説明ができればお願いします。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（加藤勇二郎君） まず、繰入金の根拠ということでございますけれども、一般会計からの繰入れにつきましては、当初予算におきましては、起債償還分、それから人件

費、こういったものが基準内繰入れという感じでございますけれども、それ以外の自主財源で賄えない分につきましては、基準外繰入として一般会計から繰入れをしていただくという形になります。したがって、今回増額補正のあった分につきましては、下水処理場のパソコンとカメラ等でございますので、自主財源では賄えない分ということで一般会計から改めて繰入れをしていただくものでございます。

それから、南黒川の工事請負費減額分につきましては、測量設計をまずやった後、工事に入るということでございますので、減額した分につきましては、来年度に回させていただいて、予定をしているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 繰入金法定内の分と別の分があるなら、その辺はやっぱり区別して考えたほうがいいと思うんですけど。上水道も同じですけど、敷設分の債権に対する2分の1の補助として繰入金が入ってくるのは分かりますが、その2分の1の分がそのまま、先ほどの医療センターではないですけど、要は交付税として来るのか、それとも基準財政需要額の中に算定として入れられて、要は市税、普通税分、私が計算すると75%に目減りするかと思うんですが、そういうふうに目減りしてくるのか。目減りするとすると、その分は普通税から、私たちの税金から補填しているということになりますので、基準財政需要額に2分の1がそのまま入るのか、それとも交付税として2分の1がそのまま来るのか、それについて御説明をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） ただ今の御質問でございます。

水道事業会計、病院事業会計については、元利償還金の2分の1について基準財政需要額に算入されていると。そのうちの半分が、すみません、失礼しました。基準財政需要額の中に2分の1が含まれております。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） それで、2分の1が入っていて、要は基準財政需要額ですから、普通税のうち25%が控除になって、75%が普通税から出て、あと交付税から入るということで、その交付税の割合が、私が計算してみると73%ぐらいだったんです。それで、その差引きの普通税から入った分が、多分、下水道課では繰入金を全部、消費税の計算をするときに一括して考えて計算していると思うんです。だから、普通税から入れた分は、また計算し直したほうがいいのではないかなと思うんですけど、そのことも含めて今後検討していただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（加藤勇二郎君） 消費税の計算につきましては、税務署と打合せというか、お話を聞きながら進めていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 8 議案第 56 号 令和 3 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
について

○議長（湯浅正司君） 日程第 8、議案第 56 号「令和 3 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（山中昭人君） お疲れさまです。

ただ今議題としていただきました議案第 56 号、令和 3 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。別冊 4 をお願いいたします。

1 ページをお開きください。本補正予算は、第 2 号補正となります。第 1 条です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,468 万 4,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 34 億 6,559 万 9,000 円と決めました。

6 ページをお願いいたします。歳入でございます。2 段目の款 11 繰越金、目 1 その他繰越金でございます。前年度繰越金 5,346 万 7,000 円を追加し、8,346 万 7,000 円としたところでございます。

次に、7 ページをお願いいたします。歳出でございます。2 段目の款 7 基金積立金、目 1 財政調整基金積立金でございます。今回 5,000 万円を補正いたしまして、総額 5,000 万 4,000 円を基金に積み立てるものでございます。

続きまして、8 ページをお願いいたします。款 9 諸支出金、目 1 一般会計繰出金でございます。事務事業の精算金として 305 万 5,000 円を一般会計に令和 2 年度分として返還するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 9 議案第 57 号 令和 3 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につ
いて

○議長（湯浅正司君） 日程第 9、議案第 57 号「令和 3 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（山中昭人君） 失礼いたします。

それでは、ただ今議題としていただきました議案第 57 号、令和 3 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。別冊 5 をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。本補正予算は、第 2 号補正となります。第 1 条です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 5,360 万 7,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 35 億 6,666 万 8,000 円と決めました。

6 ページをお願いいたします。歳入でございます。2 段目の款 5 支払基金交付金、目 1 介護給付費交付金といたしまして、過年度分交付金 668 万 2,000 円を増額しております。これにつきましては、前年度分の精算により追加交付されるものでございます。

続きまして、7 ページをお願いいたします。款 9 繰越金でございます。前年度繰越金といたしまして 2 億 4,357 万円を増額計上しております。

続きまして、8 ページをお願いいたします。歳出です。

中段の款 4 基金積立金、目 1 介護給付費準備基金積立金でございます。今回 6,000 万円を追加いたしまして、6,004 万 6,000 円を積み立てるものでございます。

続きまして、款 7 諸支出金、目 2 償還金といたしまして、1 億 400 万 9,000 円を令和 2 年度分精算分として国・県・支払基金に返還するものでございます。

次に、9 ページをお願いいたします。中段の目 1 一般会計繰出金といたしまして 4,366 万 8,000 円を計上しております。これにつきましては、令和 2 年度分の事務事業の精算分として一般会計に返還するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 10 議案第 58 号 令和 3 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について

○議長（湯浅正司君） 日程第 10、議案第 58 号「令和 3 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（山中昭人君） 失礼いたします。

ただ今議題としていただきました議案第 58 号、令和 3 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

別冊 6、1 ページをお願いいたします。本補正予算は、第 2 号補正となります。第 1 条です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,044 万 2,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 4 億 8,335 万 7,000 円と決めました。

5 ページをお願いいたします。歳入でございます。款 5 繰越金です。前年度繰越金といたしまして 1,044 万 2,000 円を計上しております。

次に、6 ページをお願いいたします。歳出でございます。款 2 後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして 763 万 2,000 円を令和 2 年度分精算分として計上するものでござい

す。

続きまして、款 4 諸支出金、目 1 一般会計繰出金でございます。事務事業の精算分として 281 万 1,000 円を一般会計に令和 2 年度分として返還するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 11 議案第 59 号 令和 3 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 12 議案第 60 号 令和 3 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 13 議案第 61 号 令和 3 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 2 号）について

○議長（湯浅正司君） お諮りいたします。日程第 11、議案第 59 号「令和 3 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第 1 号）について」、日程第 12、議案第 60 号「令和 3 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算（第 1 号）について」、日程第 13、議案第 61 号「令和 3 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 2 号）について」につきましても、一括議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 11、議案第 59 号、日程第 12、議案第 60 号、及び、日程第 13、議案第 61 号については、一括して議題とすることに決定をいたしました。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） 失礼します。

ただ今一括議題としていただきました議案第 59 号から議案第 61 号につきまして、順に御説明申し上げます。

まず初めに、別冊 7 をお願いいたします。議案第 59 号、令和 3 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第 1 号）についてでございます。

1 ページをお願いします。今回の補正予算は、第 1 条に記載しております既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 801 万 4,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 2,042 万 2,000 円と定めております。

6 ページのほうで説明させていただきます。6 ページは、歳入になります。令和 2 年度決算に伴い、前年度繰越金の額が確定いたしましたので、当初予算額との差額であります 801 万 4,000 円を追加計上しております。

次に、歳出予算についてでございます。7 ページをお願いいたします。歳出では、上の段

の1行目になりますが、財産管理手数料として20万円を増額し、先ほどの繰越金との差額781万4,000円を予備費に追加しております。

続きまして、別冊8をお願いします。議案第60号、令和3年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

まず、1ページをお願いします。第1条ですが、今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ202万円を追加し、歳入歳出それぞれ889万円といたしております。

最初に、歳入予算について御説明いたします。6ページをお願いします。6ページの前年度繰越金につきましては、令和2年度決算に伴い、金額が確定いたしましたので、当初予算額との差額である202万円を追加計上しております。

次に、7ページの歳出になります。上の段の水道管理費につきましては、修繕料と水道工事費を今後の応急修理等に備え、それぞれ100万円ずつ追加計上し、残りの2万円につきましては、一番下の段の予備費に追加しております。

最後に、別冊9をお願いします。議案第61号、令和3年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

1ページをお願いいたします。第1条になります。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ440万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ2,289万4,000円といたしております。

まず、歳入予算について、6ページをお願いいたします。こちらも同様に令和2年度決算に伴い、前年度繰越金の額が確定いたしましたので、当初予算計上額との差額である440万3,000円を追加しております。

それに伴いまして、次の7ページになりますが、歳出では、先ほどの前年度繰越金と同じ額440万3,000円を予備費に追加計上しております。

説明は以上です。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、議案第59号、議案第60号、及び、議案第61号についての質疑を終わります。

日程第14 議案第62号 令和3年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第1号）について

○議長（湯浅正司君） 日程第14、議案第62号「令和3年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

阿蘇医療センター事務部長の説明を求めます。

事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君） お疲れさまです。

ただ今議題としていただきました議案第62号、令和3年度阿蘇市病院事業会計補正予算について、御説明をさせていただきます。資料は、別冊10を御覧ください。

開けて、1 ページをお願いいたします。第 1 号補正になります。当初予算第 4 条で定められた資本的収入及び支出の予定額、これは建物とか設備等資本に係る予算になりますが、これにつきまして、まず、資本的収入を 8,304 万 9,000 円増額し、合計額を 3 億 452 万 5,000 円、資本的支出を同額の 8,304 万 9,000 円増額し、合計額を 3 億 6,885 万 5,000 円としております。なお、過年度分損益勘定留保資金で補填する額については変更ございません。

詳細は、5 ページで説明をさせていただきます。順不同になって申し訳ございませんが、まず下段の支出を先に御説明をさせていただきます。固定資産購入費といたしまして 8,304 万 9,000 円を増額し、合計額 2 億 1,246 万 9,000 円としておりますが、8,304 万 9,000 円の内訳につきましては、備考欄に記載の医療機器等備品購入費を予定しております。新型コロナ陽性患者の受入れに際し、診断に必要な下記医療機器を重点医療機関設備整備事業で整備を予定しております。まず、一番上段の超音波画像診断装置につきましては、感染症病棟に設置を予定しております。金額は 495 万円です。次の気管支鏡につきましては、透視室に設置を予定しております。予算額は 549 万 9,000 円となっております。次の CT 撮影装置と一番最後の生体情報モニターにつきましては、既存の機器の入替を予定しております。CT 撮影装置の予算につきましては 6,600 万円、生体情報モニターにつきましては 660 万円を予定しております。

次に、財源になります。収入ですが、県補助金を 8,304 万 9,000 円増額し、合計額を 9,104 万 9,000 円としております。先ほど説明しました整備予定の医療機器の財源になりますが、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金、10 割補助に今申請をしているところ です。

以上で、説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

8 番議員、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 補正予算ということですが、一般会計には繰入金が上がっていますが、こちらの補正予算には繰入金が上がっていません。理由を聞くと、当初予算で全額を上げていたということですが、一般会計の繰出金と病院会計の繰入金の額が違うというのはやっぱりいけないと思うんです。それで、今後はやめていただきたい。ちゃんと一般会計で出した繰出金が病院の繰入金で入るような予算の立て方をしていただきたいと思うんですが。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君） ただ今の御質問にお答えしたいと思います。

当然同額が理想だと思いますが、今回については特殊な事情であったと私は感じております。一般会計においては骨格予算だったという中で、予算をお願いする時期について、病院側としましては、総務省基準の中の基準内繰入額を全額予算要求をさせていただいて、一般会計の予算がまかなれば、当然全額を当初予算で上げていただいたのではないかと感じておりますが、一般会計の事情で前年と同額程度をまず繰り出すからということで指示を受けたところがございます。当初予算のところでは差異が生じたと思いますが、要はその後、今回

の補正でイコールになったと。ましてや決算においては当然ながら同額になると思っておりますので、今回はそういった特殊な事情であったということで御理解いただければと思います。

○議長（湯淺正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 私たちもたくさん資料を読まないといけないですから、基本的に繰出金と繰入金は同額という前提のもとでやっています。それで、先ほどの下水道とかは同額で出るからすごく分かりやすいし、前年度を見れば、どのくらい繰出金が変わったかというのは比較できますが、医療センターを見るときは、資本的収支と収益的収支と分かれやすいですね。それを足さないといけないと一般会計と額が同じにならないので、基本的には一般会計を見ていたんです。一般会計で前年度と比べて増えているか減っているか、それが適切かどうかを見ているんですけど、今回それを見落とししたと。私の見落としでもあるんですけども、見落とししたということになります。だから、そういった見落としがあったり、そういう変化があったときは、この変化に何か理由があるのではないかとこのも調べないといけなくなりますので、特段それをしなくても予算が組めるんだったら同じ額でやっていただきたいと思っております。

○議長（湯淺正司君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君） ただ今の御質問にお答えしたいと思います。

病院会計では、明日になると思いますが、令和2年度の決算の中でも御説明差し上げますが、いわゆる国の補助金が経営の財源となっております。しかしながら、令和3年度当初予算におきましては、初めから国の補助金を当てにできなかったもので、当然ですが、病院事業会計といたしましては、一般会計からの繰入金を満額いただくということで予算措置をしなければ予算が組めませんでした。ですから、病院としては当初予算の中で計上させていただいたところなんです。

なお、当初予算のときに、御質問があれば、当然ながらそこは丁寧に御説明をさせていただいたと思っております。

○議長（湯淺正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 質問がなくても、変化があるところは説明で入れていただきたいと思っております。議事録を見たところ説明もなかったみたいですので、私としては困るなど、そのように思います。去年が3億8,000万円で、今回も当初予算の一般会計は3億8,000万円ぐらいだったので、私は変化なしと思って見過ごしたんですけども、医療センターは前回黒字ですよ。それで、黒字の医療センターで、もともと繰出金は法定内繰出金の中の交付税措置分は使ってもいいけれど、普通税から出す分は御遠慮いただきたいということでずっとそれをやっけていまして、そして数年前から医療センターの赤字が大きくなりすぎるので、法定内繰入金いっぱいまで使っているのではないかと私は見解を変えました。そういった関係もございまして、黒字が続くのであれば、もとの交付税措置分、先ほど言いました基準財政需要額との関係で目減りして、普通税から出さないでいい分についてのみ繰り出しを認めようかと思っているんですけども、そのあたりも頭に入れておいていただきたい

と思います。今回は、前回黒字になることでもって、債務超過の8億円が4億円ぐらいに減っています。今回、同じような決算が出れば、債務超過分が解消できるかと思いますので、この繰り出し、繰入れについては認めていきたいと思いますが、そういった事情もありますので、変化があったときには説明を積極的にしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君） 変化につきましては、御説明を差し上げたいと思います。当初予算の繰出金の増額分については議会の中で御説明を差し上げておりますので、そこは議事録を確認していただければと思っております。なお、今後につきましては、変化がある場合には御説明を差し上げます。

○議長（湯浅正司君） 他に。

11番議員、市原正君。

○11番（市原 正君） 11番、市原です。

今の質疑を聞いておられますと、先ほど部長のほうで質問がなかったからという言葉が出てきましたが、やはりそういった部分については、質問がなくてもきちんと説明をするぐらいのことを考えておいていただきたいということで要望しておきます。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君） ただ今の御質問ですが、よければ当初予算を説明させていただいたときの議事録を確認していただけるといいと思いますが、この中で令和3年度のまず3条分の繰入金金が3億8,000万円に増えたと。前年が3億2,300万円で、5,700万円ほど増額しているということについては、そこできちんと説明をさせていただいております。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11番（市原 正君） 説明をしているなら、しているでいいんです。先ほど質問がなかったからと言って、そういう言葉を言うなということです。質問がないなら、何も言わないのか。やはりそこを説明しているんだったら、それでいいんです。だから、自分がここは説明しておかなければいけないということをこれからきちんと説明してくれということを言っているんです。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君） 確かに一般会計との繰入額、繰出額の差異があったことについては御説明をしておりますので、そこは大変申し訳ございませんでした。今後、このようなことがあれば説明させていただきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 15 議案第 63 号 第 2 次阿蘇市総合計画（後期基本計画）の策定について

○議長（湯浅正司君） 日程第 15、議案第 63 号「第 2 次阿蘇市総合計画（後期基本計画）の策定について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） それでは、議案書に戻っていただきまして、議案書の 15 ページをお願い申し上げます。併せまして、別冊 14 をお願いいたします。ただ今議題としていただきました議案第 63 号、第 2 次阿蘇市総合計画（後期基本計画）の策定について、御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございます。15 ページ、下のほうになります。本件は、第 2 次阿蘇市総合計画（後期基本計画）を策定したいので、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決に付すべき事件に関する条例により議会の議決を求めるものでございます。

まず、阿蘇市総合計画につきましては、町村合併後の平成 18 年に 10 年間を計画年度とする第 1 次阿蘇市総合計画を策定、平成 29 年度に令和 6 年度までの 8 年間を期間といたしまして第 2 次阿蘇市総合計画を策定いたしております。今般、その後期基本計画といたしまして、令和 3 年度から令和 6 年度までの 4 年間の計画策定を行いました。計画策定に当たりましては、市民の代表、産業、教育、公的機関、また金融関係の代表 18 名の方にお集まりをいただきまして、阿蘇市総合計画策定審議会に諮問、これまで 4 回の会議とパブリックコメントによる意見を踏まえ、今回御提案をさせていただいております。

御承知のとおり、総合計画は、今後のまちづくりの基本方針であります。どのようなまちを創造していくのか、その方向性を示すまちづくりの基本として市の最上位の計画となるものであります。特に人口減少化社会の到来、また度重なる自然災害からの復旧・復興、そして新型コロナウイルス感染症の拡大など、社会情勢が大きく変動する中でもあります。こういった中で、将来にわたり着実に実行、チャレンジし続けることができる阿蘇市を目指すために「大きな明日へ実行するまちづくり」、これを基本理念といたしております。併せまして、計画策定に当たりましては、SDGs に対する取組も盛り込ませていただいております。

今後でありますけれども、計画の実行に当たりましては、PDCA サイクルによる進行管理、検証と改善を行いながら着実な推進と実効性を高めていくことといたしております。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

8 番議員、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 8 番、谷崎です。

これは、私たち総務常任委員会は所管でございますが、総合計画にしても過疎地域持続化発展計画についても総務常任委員会では所管の分しか質問できません。質問する相手がおられません。それで、所管以外の部分についてこの場で質問させていただきたいんですけれども、許可をお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） ただ今、谷崎議員から御意見いただきましたが、議案第 63 号の総

合計画や議案第 64 号の過疎計画については、各課のそれぞれの事業の記載があることから、付託先の総務常務委員については、所管の政策防災課以外の事業に関して本議会での質問を認めてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、議案第 63 号と議案第 64 号については、所管の総務常務委員の方々は、政策防災課以外の事業に関しましては質問できることといたします。

お諮りいたします。午前中の会議をこの辺でとどめたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、午後 1 時から再開いたします。よろしく願いいたします。

午前 11 時 58 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

日程第 15、議案第 63 号について、質疑はありませんか。

8 番議員、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 総合計画ですね。まず、50 ページに高齢者の生きがいくつりというところがありますが、高齢者の生きがいくつりの中に温泉と健康とかいうテーマが含まれているかどうか、できれば含まれているという見解で進めてほしいんですが、各地域の有名な温泉地でありますので、総合計画の中には温泉を楽しめるまちというイメージも移住・定住に必要なのではないかと思いますので、そういった概念を入れてほしいと思います。

それと、ワーケーションを含めた企業誘致関係ですが、これについては光ファイバーのネットワークが非常に老朽化している中でどうやって今後の通信速度に対応するのかというのを概念の中に入れてほしいと。企業が来られても、大きな企業であればあるほど送るデータの量が大きくて、今の恐らく W i - F i を使って 20 メガぐらいかと思います。今の光は、100 メガないと思うんです。5 G の時代になっていきますので、これにどう対応するかというものも考えに入れていただきたいと思うんですが、そういった考えがあるかどうかをお尋ねします。

それと、もう一つ、農業の担い手不足に対する対策として目標が掲げられております。35 ページですけれども、35 ページの目指す指標というのは、令和 6 年度までの一応の目標なのか、それともこの目標を達成すれば、大体のところ後継者とか、なり手不足とか、そういったものをある程度賄えるぐらいの目標であるのか、そのことについてお尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） お答えします。

まず、50 ページの件ですが、これにつきましては、今、議員が言われた分ですね、もちろん温泉というのも入っていますし、軽微な運動、そういうのも入っています。これは、あ

くまでも生きがいづくりですので、介護保険の適正化の計画委員会もごさいます。そういう中で今後の3年間の介護保険料とかいろいろ決めていくんですが、その中にすべて入ってきますので、そういうところを踏まえた形で全部盛り込んでいくというようになりますので、温泉とか、そういう個別的な部分ではごさいません。そういうのを含んだ形での生きがいづくりを目指していくという形でごさいます。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） それでは、35 ページの基幹産業の特色化による阿蘇ブランドの推進という躍進の部分でごさいます、目指す指標の中に認定農業者、また新規就農者数の目標値という形で掲載させていただいております。こちらの目標値につきましては、現在執り行っております各種施策の効果も併せまして、基本的にはこの数値を目指しながら、さらにこれを伸ばしていくというところで、まずは令和6年度の数値を定めさせていただいております。また、いろんな国・県の新たな施策も今後盛り込まれる予定でごさいますので、そちらも積極的に活用しながら、令和6年に向けた目標に達するよう支援を行ってまいりたいと思っています。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 2点目に質問のごさいましたワーケーションに関してですが、ワーケーションという観点からではなくて、総合計画のページで申し上げますと67ページ、こちらのほうで総務部の施策といたしまして、今回も議会にギガサービスということで条例の改正を提案させていただいておりますが、主要な施策の中、一番上、電子自治体の推進の中には地域情報基盤の整備ということで一番右側にもうたっているところでごさいます。今の光ネットの回線等につきましては、議員がおっしゃいますように、実効速度で20メガとか30メガとかいう制度を、ギガサービスを12月から取り組んでいくことで、いわゆる実効速度でいきますと、この10倍程度の200メガとか500メガとか、場合によっては出るという環境に取り組むという形になっておりまして、これを12月から整備していくというところでごさいます。そういったことには対応に目を向けているということでごさいます。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 農政については一応の目標だということで、これを達成してももっとやっつかないと阿蘇の基盤を維持していくことは難しいということで認識していけばよろしいでしょうか。

それと、温泉についてですけれども、やはり老後の楽しみというものもあると思います。ただ、今、阿蘇市の場合は、あちらこちらに温泉施設はありますが、地域によって結構使用料の差があります。そういったところを、できれば福祉課のほうで一括で所管して、ある程度価格差がないように、地域の差がないようにしていくような方向を見いだしていただきたいと思うんですけれども、その2点、よろしくお願ひします。

○議長（湯浅正司君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 利用料につきましては、やはり設置したときの目的ももちろんごさいます。高齢者といひますか、福祉温泉的な要素を含む部分と観光または健康づくりと

かいろいろ要素がありますので、以前、議会に料金のお話をしたときも、これは一般質問にも上がったんですが、なかなか温泉の料金の統一というのは難しい問題があるという形を申し上げたと思いますが、その辺がありますので、今の段階でそれに向けて取り組みますという発言は控えたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 今、議員がおっしゃるように、今回の目標数値をクリアすることによって満足いく担い手を確保されるかということ、全くそうではございません。議員がおっしゃるように、さらなる支援策を施しながら、少しでも地域の農業の維持・発展ができるよう検討してまいりたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 他に。

9 番議員、園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 9 番議員、園田です。

まず、37 ページの一番下段になりますけれど、阿蘇市ふるさと応援寄附金の令和 2 年度が 1 億 8,600 万円、目標として令和 6 年に 4 億円を目指すということで、その上にふるさと納税制度の利用拡大と推進ということで 3 項目上げてありますけれども、これを倍増することとはもう少しこちらの主な事務とか事業という 3 つ以外に何かほかにお考えがあるのか。

それと、63 ページになりますけれど、市行政に関する政策ということで、今、時間外の受付等でマイナンバーカードの普及を盛んに言っております。いずれは保険証あたりとのひもづけもできるようになってきているわけですが、マイナンバーカードについての、例えば令和 6 年度には大体何%ぐらいを目標にしているのか。令和 2 年度が 3 割弱だったかと思っておりますけれども、そういうところの数値をきちんと何かに明示したほうがいいのではないかと思いますけれども、答弁をお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 私からは、ふるさと納税の主な事業ということで返礼品の開発と事業者の参加促進、利用者拡大 PR という形で、そのほか何かないかという御質問かと思っております。今現状、主な出店者の方たちとなかなか全体を集めるというのが非常にできづらいところがありますので、少数の方たちが集まって返礼品の開発を進めております。といいますのは、同じ商品で個数違い、グラム違いで返礼品の数を増やすことができるかと思っております。そういった場合に、店舗さん側がそういった小分けにした商品がつくれるものかを今協議をさせていただいて、返礼品の数を増やしていきたい。ただ、阿蘇市においては、返礼品の出品者については、阿蘇市内で事業を行われている方をベースに取り組みさせていただいております。やはり他の地域から馬刺しであったり、あか牛という部分は、熊本県下の共通返礼品になっておりまして、各事業者さんからの御提案があります。ただ、現状としましては、あくまでも阿蘇市内の事業者さんを応援するという基本のもと、ふるさと応援寄附金に取り組みさせていただいておりますので、今現状としては、阿蘇市内の事業者さんと協議をしながら、できるだけ返礼品の数を増やすという部分が一つと、あとは宣伝広告をこ

れまでほとんどやってきておりません。その部分について、ウェブ上、またはポータルサイト上で告知ができないかと今協議をしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） コロナの中でステイホームというか、新しい生活様式の中で、結構お取り寄せとか、こういうものは伸びているように肌で感じておりますので、令和6年、4億円に達するようにいろんな案を出されて頑張ってもらいたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（湯浅正司君） 市民課長。

○市民課長（森永智保君） マイナンバーカードの件でお答えさせていただきます。

今、阿蘇市としては、8月22日現在ですけれども、9,598枚、マイナンバーカードは出ております。人口に対する交付割合が37.66%で、県平均としましては36.43%、県平均を阿蘇市は上回っている状態です。ただ、今申請も伸び悩んでおりまして、議員がおっしゃられたように、目標としてですけれども、率を何%にする、枚数を何枚にするという具体的な目標は上げておりませんが、保険証の利用であったり、今後、国のほうでお話が出ているように、例えばですけれども免許証、そういったものの利用ができるようになれば、おのずとカードの交付は上がってくるのではないかと思います。今後も、効果的な啓発と周知に対して、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 課長、目標値なので、少し高めにとって普及に努めていただきたいと思っております。マイナンバーカードを使ったいろんな事業は、今から国も考えていかれると思っておりますので、そういうところはしっかり取り組んでもらいたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 市民課長。

○市民課長（森永智保君） 市民課としては、申請と交付の事務を担っております。関係課、保険証になるとほけん課とか、今後もそういったところで関係する部署も出てくるかと思っております。目標も県平均、国平均を上回るような目標を持って取り組んでいきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第16 議案第64号 阿蘇市過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（湯浅正司君） 日程第16、議案第64号「阿蘇市過疎地域持続的発展計画の策定について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） お疲れさまです。

議案書 16 ページ、併せまして別冊 15 をお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第 64 号、阿蘇市過疎地域持続的発展計画の策定について、御説明を申し上げます。

まず、提案の理由になります。16 ページ、下のほうをお願いいたします。本件につきましては、阿蘇市過疎地域持続的発展計画を策定したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 1 項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

これまで旧波野村を過疎地域としておりました旧過疎法、法律名で申し上げますと「過疎地域自立促進特別措置法」になりますけれども、これが本年 3 月末をもって期限を迎えました。新たに 4 月からは、新過疎法であります「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行されております。この施行に伴いまして、これまでの旧波野村に加えまして、人口要件等により、新たに旧阿蘇町が一部過疎地域とみなされております。これに伴いまして、地域の課題解決と持続的な発展に向け、令和 3 年度から令和 7 年度まで 5 年間になりますけれども、この 5 年間に期間とする阿蘇市過疎地域持続的発展計画を策定し、今後 5 年間の旧波野村、旧阿蘇町の地域において必要であると思われる事業を計画書に記載させていただいております。また、今後必要となる新たな事業が当然出てくるかと思っております。そういった分については、追加が可能でありますので、その際には、再度、議会の議決を経て、計画書の変更を行うことといたしております。あくまでも計画ではありますが、本計画に記載の事業につきましては、財政上も有利な起債であります過疎対策事業債の対象となり得るものでございます。計画策定に当たっては、各課の事業計画を踏まえるとともに、パブリックコメント等も実施し、計画の策定を行いました。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

なお、別途資料を配付させていただいております。午前中、五嶋市議からも関連の質問がございましたので、その要件等につきまして、この資料をもとに許可をいただけるならば、政策防災課長に説明をさせたいと思っております。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（山本繁樹君） 政策防災課です。お時間をいただきまして、午前中の説明をさせていただきます。お手元に資料を配付いたしました新法における過疎地域の要件というところで、先ほど五嶋市議の質問にあった内容を説明させていただきます。

上段、人口要件、長期①、長期②、中期のいずれかというのは、左側の種類の人口要件、長期①、長期②と書いてあるとおりで、この 2 つにつきましては、昭和 50 年と平成 27 年を比較した数字を用いて算出します。その次の人口要件の中期とございますが、これについては、平成 2 年と平成 27 年の数値を用いて比較するものであります。そのほか、右側の旧阿蘇町と旧波野村、この縦列の赤い箇所が要件を満たしているということになっております。今回につきましては、人口要件、長期①に該当するということで判断されたものでありまして、長期 1 の人口減少率、昭和 50 年から平成 27 年、40 年間の人口減少団体平均が 28% 以上減少ということですが、※印の 1 に示しております、一番下ですね、財政力指数が

全国平均 0.4 以下の場合には 23%以上減少に緩和するということで、旧阿蘇町は 23.3%ですが、これに該当するということが満たしたということになりました。この長期①と財政力指数をもちまして過疎地域の要件として認めていただいたようなことであります。

以上です。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

8 番議員、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 8 番、谷崎です。

11 ページの上から 8 行目ぐらいに「また、阿蘇ならではの阿蘇でしか体験することのできない魅力的な滞在メニューの開発」、これは長期滞在して観光を楽しんでいただくためのコンテンツを増やすということだと思うんですけども、この中で下の表には（10）のところにも過疎地域持続的発展特別事業としていろんなイベントが入れてあります。このイベントの中に過去好評だったイベントの復活というものも考えの中に入るのかどうか、お尋ねしたい、入れていただきたいと思うんですけど、そのことを一つお聞きします。

それと、15 ページの交通施設の整備、交通手段の確保の中の 1 番目に上西黒川成川線が書いてありますが、これはどこからどこまで 1.5 キロなのか、この間に踏切があったと思うんですけど、踏切もこの事業の中に入るのか入らないのか、それについて御質問いたします。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 過去のイベントについてもこの計画に入るのかということですが、入ります。というのが、今この件については、阿蘇恋人の聖地プロジェクト、アドベンチャーワールド創造事業の中でそれは盛り込んでおまして、やっぱりリニューアルして、過去でもいいものはほかのものと組み合わせるやってみるとか、今そういったプランのリノベーションの計画に入っておりますので、効果があればこういった計画にも盛り込んでいきたいと思っています。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 路線の位置につきましては、農村公園あびかの南側、幅がなされていないところから、国道 57 号旧道北側の市道までが 1.5 キロございます。その中に踏切もございまして、踏切改良も計画していくところでございます。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 日本で観光と言えば、京都が結構代表的に挙げられますが、京都は昔からいろんな建物があって、一日では見切れない。たくさんあります。阿蘇の場合は、建物を今から準備していくのは難しいんですけども、やはり 1 万年続いた野焼きとか、いろんな伝統的なものがありますので、ソフト的なイベント的なものを増やしながらか、長く滞在していただく、それか回数を多く来ていただく、そういったことを考えていったほうがいいと思います。例えば、今印象に残っているのは、航空祭とか火文字とか、そういったのがイメージとして残っていますけれども、できる範囲でいろんなところをチャレンジしていただきたいと思っています。それだけでいいです。

○議長（湯淺正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） そのように思っております。ただ、やめた経緯というのがあります。取りやめになった経緯、やっぱりそこをまたみんなで研究しながらやっていく。そして、草原に関してはやはり牧野組合さんの草地でございますので、そういった兼ね合いの中で今一生懸命商品造成に当たっているところです。引き続き、よろしくお願いします。

○議長（湯淺正司君） 他に質疑。

13 番議員、大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 大倉です。

3 ページに人口推移の表があります。一番最後には今後の事業計画が 30、31、32 ページまであり、いろいろ期待できるとたくさん書いてあります。この人口推移を見て、また、産業に就かれています若い人たちの人口推移も書いてありましたけれども、阿蘇市の発展、いろいろ今後の過疎地域を脱却するというか、そういう目標であろうと思いますが、それについてこの整合性というのをどう説明されますか。

○議長（湯淺正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（山本繁樹君） 脱却に向けてということですが、基本方針の中にこの計画を策定するに当たりまして、総合計画、まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・創生総合戦略などを含めて、過疎地域が抱える課題解決のために取り組むということにしております。それぞれの計画に沿って、にぎわいをつくり出すとか、移住・定住を図るとか、そういった形で目指すものと考えているところです。基本方針は、それらがもととなって策定されています。

○議長（湯淺正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 17 議案第 65 号 工事請負契約の変更について

○議長（湯淺正司君） 日程第 17、議案第 65 号「工事請負契約の変更について」を議題といたします。

土木部長の説明を求めます。

土木部長。

○土木部長（藤田浩司君） 失礼します。

議案集の 17 ページをお願いいたします。ただ今議題としていただきました議案第 65 号、工事請負契約の変更につきまして、御説明申し上げます。

まず、下段の提案理由でございます。本件は、市営住宅赤水西団地建設工事（1 工区）につきまして、変更契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会で議決を求めるものでございます。

中段のところですが、1 契約の目的及び 2 変更前の契約金額、3 変更後の契約金額につき

ましては、記載のとおりでございます。なお、4 今回変更による増額といたしまして、税込みになります。1,791 万 4,354 円となります。5 変更理由につきましては、地盤改良工事等の設計変更のためでございます。なお、6 契約の相手方につきましては、記載のとおりでございます。

補足説明をさせていただきます。本件工事につきましては、昨年 12 月議会におきまして議決いただき、現在 2 つの工区に分けて施工中でございます。令和 4 年 2 月の竣工を予定しているところでございます。この建設予定地につきましては、実施設計、当初の現地確認によりまして、地盤の軟弱性につきましてはある程度想定したところでございますが、杭打ちなどの基礎工事が進む中で地中に予想外の湧水等が見つかりました。想定以上に地盤が軟弱であることが判明いたしました。実際に杭の打設機が傾くなど、工事に支障が生じたので、急遽地盤改良、セメント系の地盤強化材を地中に攪拌し、締め固めるものでございますが、これを施すことといたしました。その施工費用分を増額変更するものでございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

3 番議員、児玉正孝君。

○3 番（児玉正孝君） 3 番、児玉です。

公共工事の中では、やはり設計の変更というのはやむを得ないところがあるかとは思いますが、設計変更というのがいつも多くて、これが当たり前になっているのではないかと懸念をしております。軟弱な地盤であるということは、最初から分かっていたのではないかと思うわけです。やはり住環境課が住宅の設計プランを作って、そして設計事務所等に出して構造設計なんかをするわけですが、この時点でやはりボーリング調査、こういうのが適切に行われていたのかどうか、そこをお聞かせください。

○議長（湯浅正司君） 土木部長。

○土木部長（藤田浩司君） ただ今の御質問にお答えいたします。

設計当初に地質調査、ボーリング調査を実施しております。1 工区、2 工区で 1 棟ずつですが、1 棟当たり 2 本ずつボーリング調査を実施しております。計画地帯につきましては、軟弱地盤であることはある程度想定しておりましたが、鉄板敷きなどの対策で施工可能と判断していたところでございますが、工事を進める中で杭を打ち込む打設機が傾いて沈下するなどの支障が生じました。したがって、今回地盤改良を実施するものでございます。1 棟当たりあの程度の規模でしたら 1 ないし 2 のボーリング調査を実際するようでございます。したがって、今回念を入れまして、1 つの建物自体に 2 か所ボーリング調査を実施したものでございます。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3 番（児玉正孝君） 2 棟あるわけですが、あそこのボーリング調査が 2 か所だけというのは少ないのではないですか。もう少し敷地全体にわたって、赤水地区というのは軟弱な地盤が続いているところですから、やはり安山岩と言われる支持層まで到達することが必要なわけです。ですから、その本数が少なかったのではないですか。

○議長（湯浅正司君） 土木部長。

○土木部長（藤田浩司君） 先ほども御説明申し上げましたが、この規模でしたら1ないし2か所が通常でございます。しかしながら、結果的にこういった事態が起きたということを経験すると、やはり想定が甘かったということも言わざるを得ません。ただし、地中の湧水等につきましてはなかなか把握が困難でございまして、例えば今回基礎杭につきましては1棟当たり17本、堅固な層まで打ち込むこととなりますが、今回地質調査の結果、17メートルということで把握しておりました。ただし、実際2工区につきましては、それより深い支持層が必要なが発覚しました。今回ボーリング調査を、1棟当たり17本を2か所、34本、それと浄化槽にやはり6本ほど支持杭が必要となります。これを、例えばボーリング調査をすべてすれば、1本当たりボーリング調査だけで60数万円かかります。40本になりますと、2,400万円ほどかかることになりまして、それは無駄な経費だろうと。実際2工区につきましては、杭の延長が必要になりましたが、1工区につきましてはその必要はございません。1工区につきましては、地盤改良だけを今回変更することとなっております。後ほど説明いたしますが、2工区につきましては、それよりプラス3,000万円ほど上乗せになりますが、そういった事情もございまして、そのあたりにつきましては御理解いただきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） 今、部長がおっしゃいました2工区については、また後ほどお尋ねいたします。まずは、これで終わります。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第18 議案第66号 工事請負契約の変更について

○議長（湯浅正司君） 日程第18、議案第66号「工事請負契約の変更について」を議題といたします。

土木部長の説明を求めます。

土木部長。

○土木部長（藤田浩司君） 失礼します。

議案集の18ページをお願いいたします。ただ今議題としていただきました議案第66号、工事請負契約の変更につきまして、御説明申し上げます。

まず、提案理由でございます。本件は、市営住宅赤水西団地建設工事（2工区）につきまして、変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会で議決を求めるとでございます。

中段のところをお願いいたします。1 契約の目的、2 変更前の契約金額、3 変更後の契約金額につきましては、記載のとおりでございます。4 今回変更の増額といたしまして、税込

みになります。5,039万7,112円となります。5 変更理由につきましては、地盤改良、杭工事等の設計変更のためでございます。なお、6 契約の相手方につきましては、記載のとおりでございます。

補足させていただきます。本件工事につきましても、先ほどと同様に昨年12月議会において議決をいただき、現在施工中でございます。令和4年2月の竣工を予定しているところでございます。ただし、2工区につきましては、先ほどの1工区と比べ、増額が3,000万円あまり大きくなっておりますので、その点につきまして補足説明させていただきます。

本件の2工区につきましては、地盤改良につきましては1工区と同様でございますが、そのほかに杭打ちなどの基礎工事が進む中で、杭打ちの場所によっては設計以上に深い支持層、堅い地層があることが判明いたしました。そのため、急遽杭打ち予定箇所の全部につき試験掘りを実施いたしましたところ、2工区におきまして6か所の杭長、長さですね、変更及び4か所の基礎形状変更が必要となった次第でございます。今回、将来にわたりまして地盤沈下を防ぎ、また耐震性を確保するためにも必要な措置として、その施工費用を増額するものでございます。

御承認賜りますよう、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

3番議員、児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） 児玉です。

近くの阿蘇西小学校、この工事のときには、いわゆる転石が発見されて、工事が長引いて、予算も確か億を超えるような補正が出たのではないかと考えております。僅か1キロぐらいしか離れていない場所であり、やはり地域も「無田」という地名があるようなぬるい地盤のところでもありますので、学校は教育課、今度は住環境課ですか、そのときの工事を、阿蘇西小学校はこうであったという情報の共有、またあるいは設計業者にこういうことがあったという情報を出しておられたかどうか、私は大事なところだと思いますが、いかがですか。

○議長（湯浅正司君） 土木部長。

○土木部長（藤田浩司君） 当然同じ阿蘇西校区ですので、そのあたりの情報については共有させていただいております。先ほど申し上げましたとおり、この規模でしたら1ないし2か所の地質調査を行うということで、補助事業でもございますので、過大な経費というのはなかなか認めにくい部分もありますので、1ないし2でしたら、多めの2か所を実施したと。ただし、實際上、その中の湧き水等もありましたので、想定以上に地盤が悪かったということでございます。当該地につきましては、今回埋め立てたものでもございませぬし、従前より、50年以上前から赤水西団地というのは建っておりますので、簡易平家建てではございましたが、そういったこともありまして、なかなか想定ができなかったということは事実ではあります。そのあたりにつきましては、今回しっかりとした施工により安定した建物を建てたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

3番議員、児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） 何遍もすみません。先ほど部長がおっしゃいましたように、支持層への深さが違ったということですね。1工区から2工区の深いところの、いわゆる安山岩、これまでの層の差というのは何メートルぐらいあったんですか。

○議長（湯浅正司君） 土木部長。

○土木部長（藤田浩司君） 地質調査の結果は、硬い地層までは17メートルということで基礎杭を準備していたところでございます。実際2工区につきましては6か所の杭長変更が必要となりまして、大体17メートルプラス4メートルとか、最大で7メートルというところがございます。ほかの4か所につきましては、1.7メートル以下の不足で済みましたので、基礎の延長という形で施工を考えております。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） これで終わりますけれども、公共工事をされる以上は、やはり設計、この段階での入念な考察というのをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（湯浅正司君） 9番議員、園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 少し重複するかもしれませんが、これが民間・民間の契約であったら、例えば施工業者、受けるほうの業者はこれでできますというのを表示しているので、本当であれば、施主が自分のところでこれでできるという判断でやったんでしょうということ、それは企業努力でどうかしてくださいと言われるケースもあると思うんです。しかしながら、相手が阿蘇市ということで、施工業者さんもそういう気の緩みはないと思いますけれども、やはりこういう下の見えない部分は、規定の何か所のボーリングというのがあるかもしれませんが、そこでやはり何本かあとやっておけば、こういうことにはならないおそれもあるんですよ。見えないところだからこそ、やっぱりしっかりした設計監修、打合せ等をやっていないといけないのではないかと思います。例えば、2工区の5,000万円ぐらいの設計変更の金額というのは、そのまま丸々上がってきたものを市のほうでは認めているということですか。

○議長（湯浅正司君） 土木部長。

○土木部長（藤田浩司君） まず、企業努力の部分については、確かにそうでございますけれども、この工期の間には、増額要因もありますし、減額要因もございます。軽微な変更の場合につきましては、竣工間際の議会等に御提案差し上げて、減額の場合もありますので、できるだけ当初の設計内で収めるようにします。ただ、今回につきましては、やはりことが地盤のことですので、今回の議会に提案させていただいたところでございます。設計監理、工事業者ともに、やはり信頼というものが大事ですので、そのあたりはプロフェッショナルな対応をしていただいているものと思っておりますし、我々も毎週工程会議には参加して、その辺のチェックは随時やっているところでございます。この金額につきましても、監理委託しておりますが、そのあたりと打合せをしながら妥当な金額と理解しているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 今後、いろんな建物がまだまだ阿蘇市のほうで建つ見込みもありま

すので、こういう見えないところだからこそ、やっぱり設計監修、打合せをしっかりとやられて、毎回地盤改良とか、中に何かあったということで、変更、変更というのがいつも出ているので、そこのところはもう少し、せっかく競争入札で安く落札しても、後からまた増額でこうやって出さないといけなくなれば、何かせっかく安く落札させても、こんな感じになりますので、今後はしっかりと気をつけていてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、本日は散会をいたします。

大変お疲れさまでした。

午後1時45分 散会